

あなたの暮らしをバックアップします。

火災と自然災害に

**総合  
共済**

1棟(家具類なども含めて) 1年間の共済掛金(住宅)

4,000  
万円まで  
加入できます

※加入金額は、1万円単位で設定できます。

加入金額	掛金
	一般造
500万円	12,550円
1,000万円	25,100円
2,000万円	50,200円
3,000万円	75,300円
4,000万円	100,400円

対象となる事故

**火災  
共済**

+

火災共済の対象事故に  
自然災害や地震などによる  
損害がプラスされます。



風水害



雪害



土砂崩れ



地すべり



地震、噴火、津波※1

※1 建物の損害割合が5%以上となった場合に対象となります。支払いは加入金額の50%が限度です。  
※床下の浸水は対象外となります。

※建物総合共済の特約で保管中の農産物(米、麦、大豆)を補償の対象に加える場合はご連絡ください。

1億円まで加入することができます。

■残存物取片付け費用共済金

損害を受けたとき、損害共済金の10%を限度としてお支払いたします。(実費の範囲内)  
(地震・噴火・津波による事故を除く)

■損害防止費用共済金

火災等の事故で損害の防止・軽減に要した費用(消火薬剤取替費用等)に対してお支払いたします。ただし、自然災害による場合は対象となりません。

■水道管凍結修理費用共済金

水ぬれを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償します。  
(1事故当たり10万円を限度)

安心のネットワーク  
**NOSAI三重**

⚠注意! こんなときは損害共済金をお支払いできません。  
お支払いできない項目をご確認ください。

- 1 加入者(共済金受取人)またはその法定代理人の故意、重大な過失によって生じた損害
- 2 同世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- 3 事故の際の紛失または盗難
- 4 共済目的の性質または欠陥・消耗によって生じた損害(老朽化による雨漏り等)
- 5 戦争、外国の武力行使、内乱・革命等によって生じた損害
- 6 核燃料およびその汚染物質の特性等に起因する事故によって生じた損害
- 7 共済掛金等をお支払いいただく以前に生じた損害
- 8 損害発生通知を怠り、または故意もしくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害したとき
- 9 損害防止義務に従わなかったとき
- 10 「告知義務」、「通知義務」、「重大事由による解除」により契約を解除したとき
- 11 共済金請求を3年間怠ったとき
- 12 獣害
- 13 雨漏りのみ、老朽化による損害

次の事実が発生した、もしくは発生する予定である場合は、  
必ずお近くのNOSAIにご連絡ください。

- 1 加入している建物等について他保険、他共済と保険契約を締結する。
- 2 加入している建物等を譲渡する。
- 3 加入している建物等を解体する。
- 4 加入している建物等が破損した。
- 5 加入している建物等の改築、増築もしくは構造変更や修繕を行う。  
(建物の価額に変化が生じる行為)
- 6 加入している建物等の用途変更。  
(住宅→店舗、民宿等)
- 7 加入している建物等について危険が著しく増大すること。  
(農産物乾燥機の動力増大<1.5KW以上>、店舗内での火力使用等)
- 8 上記のほか、加入時の告知内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

※事故発生時は速やかに連絡してください。損害評価時に損害箇所が復旧済の場合は共済金をお支払いできないことがあります。

**建物共済**

三重県の農業者のみなさんへ

おすすめ

小損害実損てん補特約と  
臨時費用担保特約で補償  
が充実!



より身近に、より丁寧に、  
農家のもとへ

「未来へつなぐ」  
サポート運動

安心のネットワーク  
**NOSAI**  
お問い合わせ

三重県農業共済組合  
〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階  
☎059(224)0505 <https://www.nosaimie.or.jp/>



安心のネットワーク  
**NOSAI三重**

NOSAIの建物共済



より大きな安心で、

火災に備えて

**火災  
共済**

1棟(家具類なども含めて) 1年間の共済掛金(住宅)

6,000  
万円まで  
加入できます

※加入金額は、1万円単位で設定できます。

加入金額	掛金
	一般造
1,000万円	6,700円
2,000万円	13,400円
3,000万円	20,100円
4,000万円	26,800円
5,000万円	33,500円
6,000万円	40,200円

対 象  
となる  
事 故



火災



落雷



外部からの物体の衝突等  
(一部内部も含む)



破裂・爆発



給排水設備に生じた事故等による水ぬれ(自然災害を除く)



盗難によるき損、汚損



騒乱に伴う破損

1棟の建物について、火災共済、総合共済合わせて

さらに

こんな補償も  
ついています。

おすすめ

■小損害実損てん補特約  
損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に、加入割合に関係なく、実損害額を共済金としてお支払することができます。  
(地震等事故および自然災害事故で1万円未満の損害を除く)  
※特約を附帯するには申込みが必要です。

■失火見舞費用共済金  
自宅から発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用として一世帯当たり50万円(加入金額の20%を限度)をお支払いします。  
(煙損害・臭気付着損害を除く)

